平成２４年（フ）第１２８４４号
神奈川県横浜市港北区新横浜１―16―６　クアトロ902号渡邉方、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区桜３丁目５番18号
破産者　有限会社ｓｔｕｄｉｏ．ｈｙｏ－ｔａｎ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８４５号
神奈川県横浜市港北区新横浜１―16―６―902、住民票上の住所東京都世田谷区桜３丁目５―18
破産者　渡邉　文彦
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０１号
東京都渋谷区広尾１丁目３番12―703号
破産者　株式会社鳩企画
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０２号
東京都品川区上大崎２丁目２－３―103
破産者　谷口　章三
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０４号
東京都中央区築地６丁目22番４号
破産者　東永株式会社
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９０７号
東京都葛飾区青戸１丁目４番６号
破産者　有限会社キャディック
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９１３号
東京都大田区西馬込２丁目19番12号
破産者　株式会社伸拓商店
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９８７号
静岡県伊東市竹の内１－３―12　ベルプラス伊東701、商業登記簿上の本店所在地静岡県伊豆市下白岩314番地の８
破産者　株式会社Ｙ・ＮＥＴ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９８９号
埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野606番地の９
破産者　有限会社リフォームオオヌキ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９０号
埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻５－９―30―106、住民票上の住所埼玉県春日部市豊町５丁目５－６　弐番館102
破産者　大貫　良一
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９９４号
神奈川県川崎市川崎区桜本２丁目38―10―505
破産者　大竹　　真
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１６号
東京都台東区台東４丁目29番３号
破産者　近代航空株式会社
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１７号
大阪府大阪市天王寺区上本町３丁目２番14―901号
破産者　京阪神航空写真株式会社
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０１８号
東京都足立区千住東２丁目20―12―1304
破産者　保坂　一雄
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０１号
東京都葛飾区奥戸３丁目９番１号
破産者　有限会社釜亀鐵工
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１０２号
東京都葛飾区奥戸３丁目９－１
破産者　井坂　英夫
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１５号
東京都中央区日本橋人形町１丁目５番１号
破産者　はるな株式会社
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１６号
東京都中央区日本橋人形町１丁目５－１
破産者　八重樫文治
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１６８号
東京都練馬区南大泉３丁目31―２―103
破産者　小野真理子
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１８０号
東京都新宿区市谷柳町32　第二司ビル３Ｆ
破産者　株式会社リームズ
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１８１号
埼玉県さいたま市桜区大字白鍬197―１
破産者　白河部勝美
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部